

**【令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告について】**

町では、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付けを次のとおり実施します。

不動産の収入のある人、生命保険の満期により所得のある人などは、期間内に申告をしてください。なお、医療費控除など、還付申告を行うことで所得税等が還付となる人の申告については、2月1日（木）から受付けておりますので、早めの申告をお願いします。

<b>■所得税等確定申告期間</b>	
<b>○受付期間</b>	2月16日（金）～3月15日（金）まで（土・日曜、祝日除く）
<b>○受付時間</b>	午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

書にはマイナンバーの記載が必要です。（詳細・令和5年12月号広報しもかわ掲載）

<b>■インターネットで確定申告</b>	
「e-Tax」のご利用を	申告用紙等の送付が受けられます。申告書を作成し郵送による提出を希望する人は、名寄税務署へお電話いただけますと、事前に申告用紙等の送付が受けられます。

皆様から寄付をいただきました。  
ありがとうございます。（敬称略）  
11月16日～12月15日受領分

・下川町に  
ジャンプ選手育成支援事業として  
白井 久明（東京都）

あけぼの園事業として  
中内 一広（西町）

・社会福祉協議会に  
生前のご交誼に謝して  
幸 町 川崎 忠雄（亡妻）  
共栄町 野崎 政一（亡妻）  
錦 町 長内 政雄（亡妻）  
幸 町 松岡 節子（亡夫）  
士別市 小松 裕子（亡母）

は、マイナンバーカードを利用した新たな機能が追加され、さらに便利になっています。  
ほかにも、マイナボーカルを活用して、「ふるさと納税」等の控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、所得税の確定申告を簡単・便利にできる方法も拡充されています。ご利用に当たっては、マイナンバーカードの取得とマイナボーナルの利用者登録が必要です。ぜひ、マイナンバーカードを取得し、ご利用ください。

**○操作に関して**  
e-Tax・作成コードヘルプデスク  
**☎** 0570-01-5901

カードを取得し、ご利用ください。  
詳しくは次の e-Tax ホームページをご参考ください。